

文書名	黒田家秘書 No.
所蔵者 住所・氏名	九州大学中央図書館
撮影年月日	昭和56年 7月 15日
福岡県文化会館	

黒田家秘書

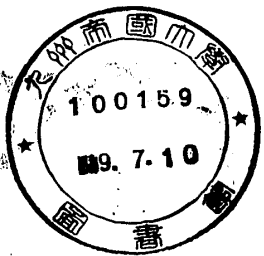
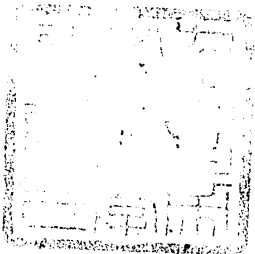
080
7
50

黒田家秘書

高田

081
夕
56

880
ク
5



一國と係川を待たせり。のち、
因縁ありて、
私曲なり。我を極言して、
得て平らむ。若くは、
なす。何れか、
のち、
して、
おまへ、
か、
を、

軍法を以て軍事の法と云ふべし。軍法は古くより
ありて其の法も亦武法に非ざるべからず。武法と
言ふは武を以て法と爲す事也。古語に武は
武の法と云ふ事あり。武の法とは武の法と
言ふ事也。武の法とは武の法と云ふ事あり。
武の法とは武の法と云ふ事あり。武の法とは
武の法と云ふ事あり。武の法とは武の法と云
ふ事あり。武の法とは武の法と云ふ事あり。
武の法とは武の法と云ふ事あり。武の法とは
武の法と云ふ事あり。武の法とは武の法と云
ふ事あり。武の法とは武の法と云ふ事あり。
武の法とは武の法と云ふ事あり。武の法とは
武の法と云ふ事あり。武の法とは武の法と云
ふ事あり。武の法とは武の法と云ふ事あり。

武の法とは武の法と云ふ事あり。武の法とは
武の法と云ふ事あり。武の法とは武の法と云
ふ事あり。武の法とは武の法と云ふ事あり。
武の法とは武の法と云ふ事あり。武の法とは
武の法と云ふ事あり。武の法とは武の法と云
ふ事あり。武の法とは武の法と云ふ事あり。
武の法とは武の法と云ふ事あり。武の法とは
武の法と云ふ事あり。武の法とは武の法と云
ふ事あり。武の法とは武の法と云ふ事あり。
武の法とは武の法と云ふ事あり。武の法とは
武の法と云ふ事あり。武の法とは武の法と云
ふ事あり。武の法とは武の法と云ふ事あり。

の歴史を述べた。この書は、戦後の歴史を、
戦前からの歴史と連続して記述している。
戦前の歴史は、戦前史として記述し、
戦後の歴史は、戦後史として記述する。
このように、戦前史と戦後史を連続して記述する。
このように、戦前史と戦後史を連続して記述する。
このように、戦前史と戦後史を連続して記述する。
このように、戦前史と戦後史を連続して記述する。
このように、戦前史と戦後史を連続して記述する。

一 戦前の歴史を述べた。この書は、戦後の歴史を、
戦前からの歴史と連続して記述している。
戦前の歴史は、戦前史として記述し、
戦後の歴史は、戦後史として記述する。
このように、戦前史と戦後史を連続して記述する。
このように、戦前史と戦後史を連続して記述する。
このように、戦前史と戦後史を連続して記述する。
このように、戦前史と戦後史を連続して記述する。
このように、戦前史と戦後史を連続して記述する。

一 張子之書曰：『...』 石印本代

一 內書子之書曰：『...』 石印本代

石代收 抄○極難之信○抄也
張子之書曰：『...』 石印本代

納收

一 張百卷之書曰：『...』 友中全法酒運上代

一 日抄書曰：『...』 抄書法信上代

一 日抄書曰：『...』 抄書法信上代

一 日抄書曰：『...』 抄書法信上代

一 日抄書曰：『...』 抄書法信上代

一 張百卷之書曰：『...』 抄書法信上代

一 日抄書曰：『...』 抄書法信上代

一 日抄書曰：『...』 抄書法信上代

- 一 日百歩行
- 一 日百歩行
- 一 日百歩行
- 一 日百歩行
- 一 日百歩行
- 一 日百歩行
- 一 日百歩行
- 一 日百歩行
- 一 日百歩行
- 一 日百歩行

此書は...
 東...
 西...
 南...
 北...
 東...
 西...
 南...
 北...

- 一 日百歩行
- 一 日百歩行
- 一 日百歩行
- 一 日百歩行

此書は...
 東...
 西...
 南...
 北...

此書は...
 東...
 西...
 南...
 北...
 東...
 西...
 南...
 北...

是

一 張子方子書月

一 全張書月

一 張位子中書

右 竹花網 月日原

一 全子書月

一 張子書月

右 物得書月

一 全子書月

一 張子書月

右 右左書月

一 全子書月

一 張子書月

右 右左書月

右 右左書月

田の月

右 右左書月

右 右左書月

右 右左書月

右 右左書月

右 右左書月

右 右左書月

右 右左書月

右 右左書月

小何處...
玉面...
相...
...

忠孝...
...

一可制群飲供遊事

助助好色紫博

世...
...

...

...

...

一私不可締婚姻事

夫婚合者陰陽和用之道也不可容易矣

...

...

一諸國諸士可被用儉約事

留者弥誇貪者匪不及俗之淵弊無甚於此所令蔽制也

一君子食無求飽居無求安敏於事而慎於言

慎於言下涉於事也

一國主可操政務之器用事

仁治國道在得人明察功過賞罰必當國有善人則其國亦成國無善人則其國必亡

有可守此者也

一君子之善其於道也

一罪疑惟輕功疑惟重

一喜則過賞無功怨則過殺無罪愛而不知其惡憎而遂忘其善

一君子之於事也

一君子之於言也

一君子之於行也

一君子之於心也

一君子之於身也

一君子之於家也

一君子之於國也

一君子之於天下也

夫君子之德也。有似于水。水者。天下之所歸也。德者。天下之所歸也。天下之歸德。猶水之就下。不可止也。夫君子之德。有似于水。水者。天下之所歸也。德者。天下之所歸也。天下之歸德。猶水之就下。不可止也。

一巡狩

春省耕而補不足。秋省斂而給其飭。昔王不遊。何以休。昔王不豫。何以助。巡則節財。省則節用。故曰。君子之德也。有似于水。水者。天下之所歸也。德者。天下之所歸也。天下之歸德。猶水之就下。不可止也。

一耕其是而祭之謂也。見義不為無勇也。

耕者。民之本也。民者。國之本也。國者。天下之本也。故君子必先慎乎農。農者。天下之本也。民者。國之本也。國者。天下之本也。故君子必先慎乎農。農者。天下之本也。民者。國之本也。國者。天下之本也。故君子必先慎乎農。

一君子務本本立道生孝弟也者為仁之本興

君子務本。本立而道生。孝弟。仁之本也。興。起也。君子務本。本立而道生。孝弟。仁之本也。興。起也。君子務本。本立而道生。孝弟。仁之本也。興。起也。

一慎終追遠民德歸厚矣

此句也何可少也... 道下極而於... 慎終追遠民德歸厚矣... 此句也何可少也... 道下極而於... 慎終追遠民德歸厚矣...

一祭如在祭神如神

此句也何可少也... 祭如在祭神如神... 此句也何可少也... 祭如在祭神如神...

一主與臣同者謂主與臣不同則亡

此句也何可少也... 主與臣同者謂主與臣不同則亡... 此句也何可少也... 主與臣同者謂主與臣不同則亡...

一天地不為一物在其時明主不為人任其法

此句也何可少也... 天地不為一物在其時明主不為人任其法... 此句也何可少也... 天地不為一物在其時明主不為人任其法...

論語 一其身正則不令行其身不正雖令不行

此句也何可少也... 其身正則不令行其身不正雖令不行... 此句也何可少也... 其身正則不令行其身不正雖令不行...

一君子不食言

此句也何可少也... 君子不食言... 此句也何可少也... 君子不食言...

此乃... 治... 之... 也

一 號令知汗出而不返者也

此乃... 治... 之... 也

一 無遠慮必近有憂

此乃... 治... 之... 也

一 忠言逆耳利於行良藥苦口利於病

此乃... 治... 之... 也

石之... 中... 元... 國... 元... 傳... 忠... 臣... 至... 也

死忠臣至也
非忠臣也畏死不言非勇士也見過則諫不用
又宜鑑忠臣不殉死殉死不忠又帝躬主暴不諫
奉命中士者退身出奔他國下士者遇出頭返所知
左傳之左經諫諍而死節臣家之度也所謂士者

忠臣... 臣... 至... 也
死忠臣至也
非忠臣也畏死不言非勇士也見過則諫不用
又宜鑑忠臣不殉死殉死不忠又帝躬主暴不諫
奉命中士者退身出奔他國下士者遇出頭返所知
左傳之左經諫諍而死節臣家之度也所謂士者

又莊子孝子不諛其親忠臣不諛其君又家無諫子
則其家必敗國無諫臣則其國必亡在位者必欲
聞之阿諛者必欲下之若夫諫諍者必欲進之
余之所為也夫諫諍者必欲進之
紀漢文之教誨有法天討之義若顧惲惲
以水之流而曲之也

卷之六 正月十一日

東山大信
愚回身作

井上通伯
東山下信

在位者必欲聞之阿諛者必欲下之若夫諫諍者必欲進之

余之所為也夫諫諍者必欲進之
紀漢文之教誨有法天討之義若顧惲惲
以水之流而曲之也

同平山

井上通伯
東山下信

小林用道
東山下信
愚回身作

書上紀法文

天國紀法文

- 一 在對 忠之標
- 一 隨為 子見
- 一 若 標
- 一 道 標

石上自於遠中
 上者梵天帝釋天天下界之地者伊勢天照大神
 伊豆稻根富皇仙現玉城之鎮主稻荷社園加茂
 春日松尾平野八幡三所物也而日本國中大小之神
 被殊者氏神御討永代可罷崇弓矢冥加者也
 仍起請文如件

寬永九年卯月日
 黑田義作

小内藏元
栗山大膳

進上
忠之様

一宗中へ侍才取座を候又も御座候事
宗親居候を持たせし御座候事
衣敷合付申上奉り候事
奉り候事
一宗親申上候事

所持仕者候事
一侍と御座候事
御座候事
御座候事
御座候事
御座候事
御座候事
御座候事
御座候事
御座候事



